

公益社団法人日本皮膚科学会 災害時対応マニュアル

本災害時対応マニュアルでは、日本皮膚科学会（本学会）として、今後起こりうる大災害に対して、被災地域の日々の診療・研究を継続するための対応を示す。

I.大災害への備え

全国より人的・物的支援が必要と思われる大災害の発生を想定し、本学会内に災害対策本部長を中心とする支援組織体制を策定する。この体制には、皮膚科診療支援可能施設の情報、ボランティア派遣可能医師名簿の作成と学術総会や学術大会時における教育研修体制、情報のホームページ上公開を含むものとする。実務は災害対策委員会が担当し、本マニュアルに基づいて支援を決定する。

(1) 発動要件

災害時対応マニュアルは、大規模な災害により、災害対策本部が設置されるとともに、該当地域及び皮膚科診療機能に甚大な被害が生じた場合（具体的な要件は下記詳述）とする。具体的な発動要件（2024年11月22日現在、日本皮膚科学会）は下記の通りである。

- ・震度6強以上の場合
- ・内陸部においてマグニチュード7.0以上の場合
- ・大津波が起こった場合（>3m）
- ・大雨、大洪水、大規模火災など
- ・大規模パンデミック
- ・その他、本部長が必要と認めた場合

(2) 発動権限者

日本皮膚科学会理事長、日本皮膚科学会災害対策委員会委員長、該当地域支部長の協議をもって発動する。各理事長、委員長、支部長に連絡がとれない場合は、副担当者などが協議に入ることとする。なお基本的な指揮発動順位は以下の通りである（2024年11月22日現在、日本皮膚科学会）。

- ・レベル1) 安否確認：メール、電話、災害支援相談フォーム
- ・レベル2) 関連団体との情報共有と連携した支援活動
- ・レベル3) 要請があった際の学会独自の支援活動

(3) 計画の発動解除

上述の協議により安定的な診療継続が可能と判断された場合には理事長は災害時対応マニュアルの発動解除を宣言する。ただし被災自治体の皮膚科医師は解除の宣言前で

あっても応急診療の進捗状況に応じて、休止・縮小した通常診療を順次再開させていくものとする。

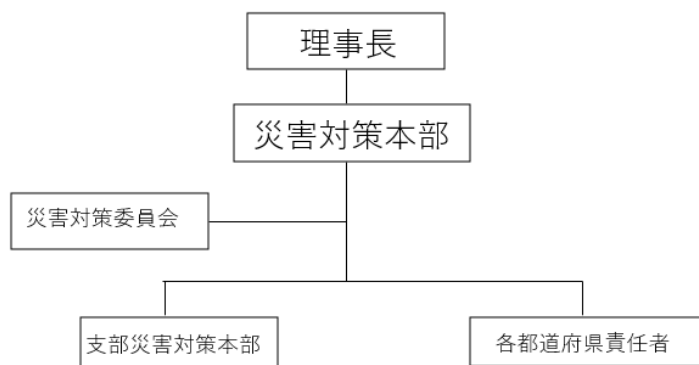
II. 大災害発生時の対応

(1) 支援体制（支援内容、受け入れ体制の構築とその公開）

何らかの大災害が国内のどこで起きても診療情報の提供が可能なように、大災害の際は以下の対応を行う。

- i) 平時に各都道府県責任者と副責任者を定めておく。災害発生時には、本学会理事長を本部長とする災害対策本部を設置する。実務担当は災害対策委員会が務める。また、被災地域の支部長が、直ちに支部災害対策本部を立ち上げ、支部長の指揮下に支部内の皮膚科の取りまとめと支援を開始する。また、限られた範囲の災害時では各都道府県責任者のもとに支援を開始する。支援を開始した支部長、または都道府県責任者は日本皮膚科学会内の災害対策本部に状況を報告する。学会の災害対策本部は、被災地近辺の皮膚科領域専門医研修プログラム基幹施設・関連施設の皮膚科診療可能情報を日本皮膚科学会ホームページ上で公開し、災害発生後、原則として3カ月間更新を行う。
- ii) 日本皮膚科学会事務局が災害により機能不全に陥った際には、地理的立地を鑑み理事長または支部長所属の施設（教室・科）が、災害対策本部を代行する。また、日本皮膚科学会理事長が災害により災害対策本部長の活動が不能の際は、日本皮膚科学会副理事長が代行する。
- iii) 被災地域における医療施設の診療可否状況を、皮膚科専門医研修プログラム基幹施設・関連施設から電子メールを通じて情報を得て、ホームページ上に反映させる。大災害により、被災地ならびにその周辺からの連絡が取れない際には、支部長が各地域の診療可否状況を災害対策本部に報告する。

図：組織概要



(2) 診療支援

災害により手術室施設が機能不全に陥り手術等が可能な施設を手配する必要が生じた場合、各施設の診療科責任者は学会ホームページあるいは支部長からの情報をもとに患者受け入れ可能施設に連絡する。皮膚科診療可能情報を日本皮膚科学会ホームページ上で公開している施設は、事前に支援体制を整備する。

(3) 被災地への人的支援（災害援助皮膚科医師の派遣）

- i) 独自に活動することは避け、志願者は各地域の医師会を通じて JMAT の一員として支援に従事する。
- ii) 地方自治体などから派遣要請があった場合には、災害対策本部は支部災害対策本部と連携しながらボランティアとして被災地に派遣可能な皮膚科医師の情報提供を行う。
- iii) 平時に、日本皮膚科学会は、災害時に対応可能なボランティア医師派遣の募集を行い、参加可能な人材の希望を募った上で支部別に名簿を作成する。
- iv) 各ボランティア要員は各所属施設より災害時のボランティア参加の許可を得た上でボランティアに参加する。ボランティア要員は必要に応じて皮膚科診療に関連した物資に限定して持ち込む。
- v) 各ボランティア要員は、現地自治体や医療機関などの指示に従いながら、皮膚科診療に携わる。
- ii) 災害支部対策本部は、派遣されたボランティアチーム、あるいは医師の動きを把握する。

(4) 被災地への物的支援

- i) 災害対策本部長の指揮下に、災害援助物資を収集する。必要物資は、地方自治体・皮膚科専門医研修プログラム基幹施設・関連施設から収集した情報をもとに、災害対策本部長指示の下、被災地に送付される。
- ii) 送付先は、災害対策本部長に一任する。

(5) 実験、研究、診療の機材提供について

被災地からの依頼があれば検討し可能な部分を支援する。

(6) 本災害時対応マニュアルは、適宜改定する。

III. 総会参加・会費免除等について

本学会理事会は、災害の範囲、内容に応じて本学会の学術集会参加、各種委員会参加、会費納入などについて救済措置を検討する。

IV.その他

- (1) 別に支援体制の細則を定める。
- (2) 本学会は、必要に応じて皮膚科関連学会等と連携して対応する。

以上

2024年11月22日理事会承認